

第4次てだこ親子プラン（第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画）に対する意見への考え方・対応について

【募集期間】 令和2年3月6日（金）～16日（月）

【募集方法】 郵送、メール

【意見等の数】 述べ68件

No.	該当箇所	ご意見・ご提案	浦添市の考え方・対応
1	14 ページ 保育施設等の 状況	・幼児数とあるが、正しくは乳幼児数である。また0～1と括られているが、0歳児は3：1、1歳児は6：1であることを鑑み、わけたほうが良い。保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領では乳児保育の充実を図っていることから、幼児数ではなく、「乳幼児数」と表記すべきである。 ・子どもの数に対する保育士の配置数は、保育の質を図る一つの目安となる。従って保護者が保育施設選びの際に参考となるため、0～5歳の各年齢で表記したほうが良い。 ・勢理客保育園が145名に対して保育士30名、内間保育所は115名に対して32名の配置である。0～2歳の乳児数も勢理客保育園の方が27名も多いにも関わらず何故内間保育所の方が多いいのか気になる。公立は完全週休2日や休憩代替、早朝延長の短時間等手厚い配置がなされているのかどうか。そうであるならば、認可園への待遇改善として、実施できるよう早急に計画に取り入れる必要があるのではないか。 ・特別支援として加配で充実している園とそうでない園があるのかどうか。より一層充実するように浦添市として今後も取り組みが重要である。	・「乳幼児数」に修正いたします。 ・「統計うらそえ」に準じて資料を用いておりますのでご了承ください。 ・各保育施設においては、短時間保育士（パート）の活用・待遇改善の為に保育士が配置されているため、施設ごとに保育士の人数に違いが生じております。また、保育士の待遇改善につきましては現在も様々実施しておりますが、今後は保育士の意見も勘案し引き続き取り組んでまいります。 ・特別支援に関するご意見としてお受けします。

2	15 ページ 2 行目	・「29 箇所」とすべきところが 2955 箇所となっている。	・「2955 箇所」を「29 箇所」に修正いたします。
3	15 ページ 認定こども園 の状況	・あいのそのこども園は勢理客保育園と乳児数が変わらず、幼児数も若干多いが勢理客が保育士数 30 名に対してあいのそのは 21 名となっている。この差がどこから生まれるのか。保護者は保育者数の差が気になると思う。やはり各年齢別の人数を記載すべきである。	・「統計うらそえ」に準じて資料を用いておりますのでご了承ください。
4	19 ページ 図表 2	・毎週利用したいが 23.0%、月 1～2 回は利用したいが 33.5%となっている。国においても公定価格に関する事項で土曜保育について話題になっている。浦添市においても国の動向を注視しながら、土曜保育について考える必要がある。	・今後の土曜保育に対するご意見としてお受け致します。
5	19 ページ 図表 4	・病児、病後児保育施設を利用したいが 32.5%とある。乳児は熱発が多く、ぶり返し等もよく見られる。中には解熱剤で熱を下げて登園させる家庭もある。今年は COVID-19 等が流行っているが、保育施設では様々な感染症に罹患している乳幼児がいる。園内感染が起きないように、やはり病児、病後児やベビーシッター等の支援が有効である。検討するにとどまらず計画の中でしっかりと方針を決め、予算を作っていただきたい。	・市内で病児・病後児保育の提供体制の確保が課題の中、ファミリー・サポート・センター事業の利用や市外施設の利用を促進しながら、市内でのサービス提供体制の確保をめざしていきます。また、121 ページから各事業の確保方策を記載しております。
6	20 ページ 3 放課後の過 ごし方について	・市議会でも学童クラブの待機児童が度々議題に上がっている。低学年の 6 割以上とあるが、それでも入れなかった児童もいる。また高学年に関しては 36%弱となっているが、高学年になると低学年をいれるために追い出される実態もある。 ・これらを踏まえ、共働き世代が安心できるように低学年、高学年	・保育が必要な希望者が学童クラブを利用できるように、76 ページ「②放課後健全育成事業の推進」に記載しております。

		に関わらず希望者全員が学童クラブを利用できるように量、質の確保が必要である。学童指導員も保育士同様に待遇改善が叫ばれている。ニーズ調査では保育士の待遇改善に関する意見も多々あったが、学童指導員に関しても同様である。	
7	23 ページ 4 行目 ○幼児教育アドバイザーの配置・確保	・保育士キャリアアップ研修のマネジメント研修では「質の向上」においては「語り合う風土」「語り合う同僚性」で保護者が主体的、対話的な保育実践をすることで、子どもの遊びや生活の質を向上させ、「主体的で対話的な深い学び」につながる事が述べられていた。 ・横浜等では大学と連携してドキュメンテーションやフォトカンファレンス等の助言を受けながら質の向上に向けて実践している。 ・浦添市においても近隣大学（短大含む）を連携を結び、質の向上のための予算を確保すべきではないか。全国的にみてもい待機児童対策で量の確保のための予算は多々組んでいるが、質の向上に関する予算は軽視されている現状がある。浦添市においては、全国の先進事例を参考にしながら、質の確保に向け行政の工夫、努力が必要となる。 ・公立職員もキャリアアップ研修を是非受けた方が良い。対象は処遇改善加算手当Ⅱの受給対象者であるが、県によるとそれ以外のものも申し込みは可能とのことである。	・市内教育・保育施設等また、認可外保育施設等におきまして、研修会の実施、巡回支援等をとおして質の向上に努めております。
8	23 ページ ○外国につながる幼児への支援・配置	・インクルーシブ保育に関連する事項である。保護者、子ども、保育者において、言語の壁や文化の違い等で戸惑うことや困ることが多々ある。言語に関しては翻訳機械技術等が発展していることから現場で利用できるように、市町村や教育委員会が率先して動く必要がある。文化の違いに関しても専門家に相談できる体制があると、	・今後は外国に繋がる幼児への言葉が通じないことによる不安を取り除き、心の安定を図ることの配慮や園生活早期適応への支援の観点から教育・保育施設等においても必要な支援につ

		お互いに理解しやすくなり、援助が重要である。 ・保育者においては言語の発達やおはし等の文化の違いによる行動様式に関して、いつまでにできるようになるか等の見通しが持てずに戸惑うことが想定される。市内で外国児に関するインクルーシブ保育の実践事例を蓄積することで、今後の質向上につながる。市町村、教育委員会が中心となり、個人情報に留意しながらも実践事例を集めて公表したり、外国児の担任等が語り合える機会を設けたりする等、保育者に関する支援も多々考えられる。抽象的に終わらずに具体的に検討し、予算を組むべきである。	いて取り組んでまいります。
9	23 ページ ○医療的ケア児に関して	・平成 28 年の改正児童福祉法第 56 条第 2 項において地方自治体の努力義務が明記された。保育施設に関しても「認定特定行為業務従事者」である保育士や看護師の連携が重要になってくる。一方で保育士において認定行為業務従事者が周知されているか怪しい上に、さらにいえばどうやって研修が受けられるか行政も周知できていない実態がある。浦添市においては県や国と連携しながら、医療的ケア児受け入れの人材確保に向けて周知していく必要がある。また浦添市において看護師や養護教諭を配置している園がどれほどあるだろうか。看護師は医療、介護現場でも不足しているが、今後はより一層保育現場にも求められると思われる。そのためにもどのように予算的支援ができるかが論点になると思われる。	・医療的ケア児受け入れに関するご意見としてお受け致します。
10	25 ページ ○市町村子ども家庭総合支援拠点の設置	・「平成 28 年 5 月」の 5 が全角になっている。	・ 1 桁は全角、2 桁以上は半角で修正いたします。

11	25 ページ ○保育所保育 指針、幼稚園 教育要領等の 改訂（定）	・10 の姿は幼児教育の目的ではない。達成目標ではなく、方向目標である。保護者や市民に誤解を与えかねない。 ・改訂では乳児保育の充実があげられる。また養護の「情緒の安定」「生命の保持」は領域の1つとして捉えられていたが、今回の改訂は保育の土台として、領域としての捉え方が廃止された。 ・乳児保育の充実や養護の重視は社会情勢や保育の現状を語る上で外せない視点である。保育行政を担う以上は改訂とその背景を詳しく読み解く必要がある。保育行政を担当することも未来部や幼児教育を担当する指導部においては認識すべき点である。	・ご意見のとおり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は達成目標ではないことから、文言を「幼児教育においてはぐくみたい資質・能力を「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つに整理し、それらを、遊びを通じた総合的な指導のなかで育んでいくこととされています。」に修正いたします。
12	27 ページ 5 行目 18 行目	「すべてのこども」の「て」が青字になっている。 「発育・発達」の「・」が青字にな y っている。	・「て」「・」の青字になっているのを黒字に修正いたします。
13	27 ページ 切れ目なく支 える健康・環 境作り	・要保護児童や特定妊婦に関しては、要対協（要保護児童対策地域協議会）が中心となりながら、様々な職種の連携がより一層重要になる。保健師等が保育施設や学校等にもっと出向き、切れ目ない援助の中心になる事例もある。「市町村子ども家庭総合支援拠点」も今後の役割が期待される。 ・発達の遅れに関しては心理士や小児科医では判断できずに（グレーゾーンで経過観察）、小児神経科や精神科等、専門医の判断が必要になることがあるが、なかなか支援に繋がらずに保育や学校現場で発見されることがある。現場でも保護者にどう伝えるかは非常に難しく、悩んでいるという声を聞く。医療に繋げるにも伝え方が難しい。検診の前に保育や学校現場に廻り、困り感が強い乳幼児、児童	・要対協につきましては、要保護児童等の支援を行うため、関係機関（児童相談所、警察、学校等）と個別支援会議を開催し、情報共有や役割分担することで、効果的な支援に努めています。今後につきましては、要対協のネットワークを活用しながら、設置予定の「市区町村子ども家庭総合支援拠点」において、妊娠期から子どもの社会的な自立まで、包括的・継続的な支援を行う仕組みを整備してまいります。

		に関して情報交換を行い、検診時に医療へ繋げる方法もある。市町村によっては実践事例がある。 ※小児科といえども、小児外科や小児神経科等、専門分野に分かれる。小児科医の他に小児神経科医も検診に配置するのも良い。	・発達の遅れに関しましては、81 ページに記載されておりますが、こども家庭課、保育課、障がい福祉課、学校教育課において取り組んでまいります。
14	27 ページ 就 学 前 の 教 育 ・ 保 育 の 充 実	・改訂（定）前から保育所も就学前教育を行っていた。保育とは「養護」と「教育」であり、教育よりも大きな概念である。今回の改訂はあくまでも整合性を示すためであり、以前から行われていた。実際に 5 領域に関しては大きな変更はない。どちらかといえば、行政側の捉え方の問題であり、文科省と厚労省、教育委員会と市長部局の縦割り行政を改善するための動きである。改訂前の保育・教育を受けてきた保護者に誤解があっては非常にまずい。その点は誤解のないように丁寧に記載してほしい。	・ご意見のとおり文言を「幼児教育を行う施設として共有すべき事項を共通に示し」に修正いたします。
15	28 ページ (3) 豊かな心 と生きる力の 育成支援の充 実	・特別支援教育における相談支援は非常に重要である。個別の支援計画、個別の教育支援計画を始め、医師、臨床心理士、作業療法士や児童デイサービス職員等とも連携しながら一人ひとりの教育支援ニーズを捉えていき、同時に保護者援助も欠かせない。 ・南風原町では作業療法士や臨床心理士に相談できる体制作りをしているようである。浦添市も巡回指導等に取り組んでおり、評価できる。浦添市は「障がい福祉関連複合施設」を作っていることから、今後は保育や教育、医療、福祉が繋がり、相談しながら一人ひとりの支援の重要拠点となるように切に願っている。 ・近年は作業療法士も学校現場で活躍しており、県内他市町村では積極的に連携している。浦添市においても作業療法士の活躍が今後求められる。	・特別支援教育における相談支援は非常に重要であると認識しておりますので、今後関係機関と連携し検討してまいります。

16	30 ページ (7) 地域における子育て支援の充実	キャリア教育が「キャリア教育」になっている。	・ 文言修正いたします。
17	31 ページ 「てだこー」の大意	「親の親としての“美しい”心」だと思う。あえて抜かしているのであれば、構いません。	・ 「美しい」を入れた文言に修正いたします。
18	35 ページ 健やか親子うらそえ	・ 「母子等への切れ目のない支援」とありますが、「親子等」が適切です。母子手帳も沖縄県は「親子健康手手帳」となっている。妊娠、出産は母体（母体保護法に則り）ですが、妊娠、出産においてはちち父親の協力も欠かせません。従って、母子とするには時代遅れであると言える。 ・ 親子への支援を強化するとあるが、どのように強化するのか。「新生児訪問指導」「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」では訪問数が少なく不安に感じている保護者もいます。首がすわるようになると子育て支援施設等も活用できますが、それまでの間は不規則な生活でマタニティブルーになる方もいる。具体的な施策に期待する。	・ 「健やか親子うらそえ」は、「浦添市母子保健計画」を担っているため、「母子等」という表現にしておりますが、妊娠、出産において父親の協力が欠かせないことは十分に理解しております。ご意見のとおり「親子等」に修正いたします。 ・ 親子への支援の強化として、39～40ページにも記載しておりますが、子育て世代包括支援センターの整備を図ること、また、産後うつ予防としまして、産婦健診、産後ケア事業を令和元年度から開始しております。これらの事業も活用しながら、切れ目のない支援を図ってまいります。

19	35 ページ 浦添市就学前 教育・保育振 興アクション プログラム	・「発達の特性に応じた質の高い教育・保育」とはどのような保育なのか、専門家でなければわからない。具体的に定義付けなければ、計画の方向性がぶれかねない。また「専門性の向上」とはどの尺度で評価し、どのような取り組みで達成できるかも具体的に書くべきである。 ・質の高い保育とは養護を土台として、遊びや生活を通して子どもが「主体的で対話的な深い学び」を得ることである。深い学びとは様々な経験を通して腑に落ちて、実感となることである。 ・なお保育士については児童福祉法第 18 条第 4 項において「保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」と定義されている。 ・キャリアアップ研修では大きく 7 つに分けられています。(乳児保育、幼児保育、食育・アレルギー対応、障害児保育、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援、マネジメント) ・保育人材の確保とあるが、公立園では担任や特別支援担任が会計年度任用職員になっている現状がある。特別支援担任はより専門性が求められる。正規職員として採用することで専門性の向上や人材の確保が促進される。定員適正化計画等の他計画との関係もあるが、本計画としてどのように位置づけるのか。	・「発達の特性に応じた質の高い教育・保育」とは、「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において定義付けされておりますが本計画においてはおおわくでこのように表記しておりますことをご理解ください。また、「専門性の向上」について、資質向上を図る指標として沖縄県より「沖縄県保育者育成指標モデル」が示されました。令和 2 年度中に「浦添市版保育者育成指標」を作成し活用へと繋げていきます。 ・保育人材の確保の取り組みの内容として、「きめ細かな教育・保育への対応を行うため、保育士や保育教諭等の人材の確保に努めること(68 ページ下段)」を本計画に記載しております。
20	36 ページ 目標 4	・「学校生活等の悩みや不安を気軽に相談できる体制作り」とあるが、本市において相談支援を担う学校カウンセラーに正規職員がいるのかどうか。いないと認識しているが、カウンセラーが非正規で週に数日という体制で果たして気軽に相談できるのかどうか。養	・学校カウンセラーの配置については、沖縄県教育委員会からスクールカウンセラーが配置されております。学校においては、教育相談担当職員や養

		護教諭が担うべきという意見もあるが、カウンセラーがいる以上中心となって教職員や保護者を巻き込んで解決できる人材として期待する。	護教諭がスクールカウンセラーと連携しながら相談支援体制を構築しています。情報共有や組織体制の連携強化を図りながら、相談支援体制を充実させていきたいと考えております。
21	36 ページ 目標 5	・とても重要な視点で評価できる。全庁的な支援体制とあるが、福祉、教育、保育、医療と様々な窓口があり、保護者や現場職員はどこに相談すればよいのかわからない場合もある。たらい回しになる事例も考えられる。どこから入っても連携できることも大事だが、一方で窓口を明確にすることも重要である。	・連携して対応いたします。
22	53 ページ 3 浦添市立児童センターの機能の充実と利用促進	・人材の育成・配置に努めるとあるが、業務委託や非正規職員の任用となっている現状がある。児童福祉に関して浦添市は非正規率が高いことが問題となっている。予算はないが質は高めるとするのは理想主義と言わざるを得ない。児童センターに関してもしっかり正規採用を行う必要がある。	・児童センター利活用充実計画にて、指定管理者制度を段階的に導入し、民間事業者の有するノウハウと職員の雇用の安定化を図り、より一層効果的かつ効果的に公の施設の管理を行い、市民サービスの向上を図っております。又、資質向上研修を取入れ、質の向上を図っております。
23	61 ページ 5 保育指針-の普及	・「身に着けたい」ではなく「身に付けたい」ではないか。	・「身に付けたい」に修正いたします。
24	63 ページ 3 地域型保育事業の充実	・市議会では小規模保育事業における連携施設のあり方が議題になっている。連携施設に入園する子どもが少なく、乳児期と幼児期の接続のある保育が実践できていない現状がある。また施行から間もないことから連携施設が決まっていない施設があることも明らかに	・市内の小規模保育事業の事業類型はすべてA型となっております。今後の連携施設の在り方に関するご意見としてお受けいたします。

		なっている。市議会で指摘された問題点については計画にしっかりと改善策を盛り込むべきである。 ・小規模保育事業はA型、B型、C型があり、B型は無資格者が保育者数の半分まで可能という条件がある。質の確保を鑑み、A型へ全施設が移行できるように支援が求められる。	
25	65 ページ 1 遊びや体験を通した総合的な指導の充実	・幼児期においては「一人ひとりの特性に応じ」「環境を通して」という大事な原則がある。その点を明記する必要がある。 ・「発達に必要な経験が得られる遊びや体験等」とあるが、あくまでも子どもが主体的にする点は確認すべき点である。その上で物的環境や自然環境、保育者、友だち等の人的環境と対話をしながら深い学びと繋がっていく。「主体的で深い学び」が非認知能力と密接に関連している。 ・現在の記載では幼児教育の大事な要点が抜けており、発達段階の説明にしかなく感じている。 ・乳幼児期における「学びの芽生え」以前に、特定の保育士との信頼関係による「情緒の安定」や生理的欲求が満たされ安心する等の「生命の維持」があげられる。また0歳児は5領域ではなく3つの「健やかに伸び伸びと育つ」となっています。 ・簡潔にまとめる必要性は理解しているが、乳幼児期の説明としては、要点がずれていると感じざるを得ない。	・「一人ひとりの特性に応じて」の後ろに「環境を通して」を明記します。 ・「心身の調和の取れた全体的な発達の基礎を築いていきます。また」の後ろに「自発的な活動としての遊びにおいて」を追記します。
26	65 ページ 2 基本的な生活習慣の形成と食育の推進	・「身につくよう」は「身に付くよう」が良いのではないかと感じる。ひらがなか漢字のどちらかに統一したほうが良いと感じる。 ・園内菜園については、乳児期から取り組んでいる実践事例がある。今年度の沖縄県保育士研究大会の第3分科会にて発表があった。公	・「身に付くよう」に修正します。 ・「幼児期から」「幼児の」をすべて「乳幼児」へ修正いたします。 ・「必要な乳幼児については、全職員

		立保育所で参加した方がいたら、情報提供を受けると良い。幼児期に限定せずに乳児期から食材との触れ合いを取り入れるのはどうか。 ・アレルギー対応については保護者との連携だけではなく、生活管理指導表（医師が記入）が義務付けられている。アレルギーガイドラインや生活管理指導表に則った対応を明記すべきである。	を含めた関係者の共通理解のもと、医師の診断指示（生活管理指導表の提出）に基づき、保護者との十分な連携を図り、対応については、安全・安心の確保を優先して実施していきます。」に修正いたします。
27	66 ページ 3 発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育における 3 年保育の推進	・「3 歳は自我が芽生え」とあるが、「自我が発達する」が適切ではないか。自我の芽生えは 2 歳前後である。保育所保育指針ではおおむね 3 歳について「自我がよりはっきりしてくるとともに」とある。参考までにおおむね 2 歳について「自我の育ちの表れとして、強く自己主張する姿が見られる。」とある。 ・通常 3 歳児クラスは 4 月 1 日時点で 3 歳 0 ヶ月から 3 歳 11 ヶ月がいることから、学級で一番低月齢の子でも自我の芽生えは違和感がある点は強調しておきたい。 ・数字が全角になっている箇所が多くみられる。半角に統一した方が良いと思う。	・幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本としています。 ・幼児がそれぞれの発達に即しながら身近な環境に主体的に関わり、心動かされる体験を重ね、遊びが発展し生活が広がる中で、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、諸感覚を働かせながら試行錯誤したり思いめぐらしたり、考えたりするようになる幼児期の教育における「見方・考え方」を活かし、幼児と共によりよい教育環境の充実を図り、総合的な指導の充実に努めます。
28	67 ページ 4 保育所・幼稚園・こども	・保育課、こども政策課に下線が引かれている。 ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿や幼児期の生活習慣等を機共通理解し、日々の就学前児童の指導に活かします。」とあるが、「10	・下線は削除します。 ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は指導目標ではないことから、

	園・小学校の連携教育の推進	の姿」に対する誤解を招きかねない表現である。小学校との連携において達成すべき指導目標と誤解されないよう丁寧に記載が必要である。 ・幼稚園教育要領解説では養護と教育のねらい、内容に基づくふさわしい遊びや生活を積み重ねることによって育まれる具体的な姿とある。10 の姿は方向性であり、保育の際に考慮することは重要であるが同時に、到達目標でないことや個別に取り出して取り扱うものではないことも明記されている。 ・10 の姿は小学校との接続をする上で共通の視点で語るためのものである。養護と教育(5 領域)の視点で総合的に発達を促すことで様々な育ちがある。漠然とした視点では幼児教育の評価は非常にわかりにくいため、10 の視点に絞った小学校と共通の視点で語るというのが趣旨である。だからこそ達成目標ではなく、方向目標である。 ・わかりにくいというのは砂場遊び一つとっても「思考力の芽生え」「協同性」「自然との関わり」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」「健康な心と体」等様々な視点で評価できる。「楽しそう」「熱中している」等の感想で終わらずに保育の専門性を小学校教諭にも伝える視点として10 の姿で遊びから学びを見取り、伝えるものである。	文言の修正いたします。
29	68 ページ ウ人材の確保	・具体的な取り組みとあるにも関わらず、「努めていきます」と意気込みだけになっている。人材確保をするためにどのような取り組みをするか「具体的に」お願いします。休憩代替や年休代替、宿舍借り上げ事業等、浦添市は様々な改善策を打ち出してきた。市議会で	・きめ細かな教育・保育への対応を行うため、保育士や保育教諭等の負担軽減を図るなどの処遇改善等に引き続き取り組んでいきながら働きやすい、

		も答弁している通り、明記することで実績をアピールするだけではなく、今現在知らない保育者へ周知するきっかけになると思う。また今後どのような取り組みをしていくのか展望があれば、期待感が高まり復職する方もいるかもしれない。	働いてみたい環境づくりを目指し、人材の確保に取り組みます。
30	70 ページ 2 地域人材との連携や地域資源を活用した教育・保育活動の充実	・他市町村の実践事例として、社協が実施している高齢者の交流イベントとタイアップしている事例もある。社協には手話ができる方もいるようなので、手話ソングを一緒にやる等の交流も良いのではないか。	・手話ソングの交流を含め、沖縄の方言に慣れ親しむなど活動の幅を広げていけるようにいたします。
31	81 ページ 発達支援事業の推進	・発達支援については保育士も専門外のことが多い。各検査（WISC等）を読み解き、どのように日々の保育で特別支援を実践できるかについて気軽に相談できる窓口を明確にすべきである。	・発達支援について、保育士が気軽に相談できる専門員を保育課に配置しております。
32	82 ページ (3) 経済的に困難さを抱える家庭への支援	・様々な施策があり、評価できる。一方で多岐にわたるがゆえにわかりにくい側面もある。多子軽減等もあるが、保護者に近い保育士や教諭等が説明できないこともある。保護者と接する機会が多いが故に、現場向けに行政説明をするのはどうか。	・貴重なご提案ありがとうございます。説明会の機会を設けたいと思います。
33	105 ページ (3) 3号認定	・1、2歳児の待機児童が多いということで、6:1で保育をしてほしいと行政が考えるのは当然である。保育学の汐見稔幸教授によると新潟県では1歳児で3:1保育を実践したところ、「指示、注意」が減り、「共感的、応答的な関わり」が増えたとのことである。6:1は最低基準であり、1歳児で6:1は厳しいものがある。その結果、指	・貴重なご意見としてお受け致します。

		示、注意が増え、信頼関係が築けずに噛みつきや喧嘩が増え、苦勞に感じ去っていく保育士もいると思われる。質の高い保育をすることで、人材が去らずにすむ、ぜひ浦添市は1歳児の3:1保育を実現していただきたい。	
34	111 ページ 公立保育所	・市議会の答弁で公立施設としての役割のあり方について答弁がありますが、さらなる検討が必要なのかどうか。なぜ必要なのか理由を書いたほうが良い。何について、どの点について検討するのかどうか。 ・こども園移行方針に関するパブリックコメントやニーズ調査の中では公立園のあり方や保育士の待遇改善に関する要望等が自由記述の中にも多々ありました。これらの意見が計画に反映されているかどうかについても再検討が必要ではないか。	・子ども・子育て支援新制度の開始から5年が経過し、この間、就学前児童を取り巻く環境は日々変化している。このような時代の変化を的確に捉え、公立施設の役割について改めて検証する必要があると考えています。 ・保育士の待遇改善に関連する取り組みの内容として、「きめ細かな教育・保育への対応を行うため、保育士や保育教諭等の人材の確保に努めること（68 ページ下段）」を本計画に記載しております。
35	意見の総括として	・6時間かけて計画や関連資料を読みながら意見を書いた。今後の浦添市の保育・行政への期待として1市民としてパブリックコメントを活用するものとする。 ・全体的によくまとまっており評価できる。一方で専門的な知識のい部分では理解が浅い部分が散見された。保育士や教諭の意見も取り入れたほうが良い。今後の計画実行に期待する。	・貴重なご意見誠にありがとうございました。